

**公益財団法人千葉市スポーツ協会
業務委託等希望型指名競争入札実施要領**

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人千葉市スポーツ協会業務委託等希望型指名競争入札実施要綱（平成21年1月26日施行。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 要綱第3条に定める対象業務（以下「対象業務」という。）は、原則として予定価格（単価契約にあつては、執行予定額）が100万円以上の業務委託又は修繕とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号から第7号までの適用を受けるものを除く。

(対象業務の公表)

第3条 要綱第6条の規定による対象業務の公表は、発注課及び関係施設での掲示及び公益財団法人千葉市スポーツ協会ホームページへ掲載することにより行うものとする。

2 対象業務の公表期間は、原則5日間（ただし、日曜日及び土曜日並びに公益財団法人千葉市スポーツ協会就業規程第18条の2第1項に規定する休日を含まない。）とする。

(入札参加申込の手続)

第4条 要綱第7条第2項に規定する関係書類とは、履行実績に係る契約書の写し等をいう。

(業者選定における希望申込業者の取扱)

第5条 資格要件等を満たしている希望申込業者について、すべて指名するものとする。

2 資格要件等を満たす希望申込業者が2社未満の場合は、希望型指名競争入札の手続きは中止し、改めて指名競争入札により実施するものとする。

3 前項の規定により指名競争入札に切替える場合において、希望申込業者が1社であったときは、指名業者選定に際し、当該業者を原則として考慮するものとする。

附 則

この要領は、平成21年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。